

安心生活創造事業の 成果の普及等について

安心生活創造事業の成果の普及等について

「安心生活創造事業」（平成21年度創設のモデル事業）

一人暮らし世帯等への「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行うことにより、一人暮らし世帯等が、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくりを行う。

【事業の3原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

- ・ 制度の谷間の問題
- ・ 善意の支え合いの限界 等

（有識者による成果の評価・検証）

＜「地域福祉推進市町村」による3年間のモデル実施＞

（58市町村（6市町は22年から2年間））

安心生活創造事業推進検討会

（厚生労働省社会・援護局地域福祉課）

・平成22年5月より開催。平成24年6月頃報告書取りまとめ予定。

様々な好事例

- ・ 対象者のもれない把握方策
- ・ 地域内の連携による見守り体制づくり
- ・ 商店街の協力による自主財源づくり等

残された課題

- ・ 要援護者の総合相談、権利擁護
- ・ 一層の自主財源の確保等

＜24年度以降＞

全国の市町村へ普及

（新規市町村へ国庫補助）

（一部の地域福祉推進市町村に継続的な国庫補助）

残された課題についての継続的な取組

+

新規市町村への支援

（事例紹介・視察受け入れ・助言 等）

※ 補助率：定額（10／10相当）、国庫補助基準額：原則1,000万円程度